

## 第4回扶桑町小中学生フォトコンテスト募集要領

### 1. 募集テーマ

「私の好きな扶桑町」

扶桑町は今年町制施行70周年を迎えます。未来に残したいあなたが好きな扶桑町の場所、もの、イベントの写真を発信しませんか？

### 2. 募集規定

#### (1) 応募資格

扶桑町内在住の小中学生

#### (2) 募集期間

令和4年7月19日（火）～令和4年10月31日（月）

※郵送の場合は当日消印有効

#### (3) 募集作品

①応募者自身が撮影した未発表の写真とその紹介文（100字程度）

②【英語にチャレンジ！】英語で紹介文を要約したもの（1行以上）もしくは写真のタイトルを英訳したもの

※①、②を合わせて提出してください。英語の文章について文字数の制限はありません。

#### (4) 写真についての注意事項

##### ①写真の種類

デジタルカメラで撮影したものに限りません。タテ・ヨコは自由とします。

※携帯電話、スマートフォンによる写真も可です。

##### ②応募サイズ

JPEG形式で画像サイズは10メガバイト以内

##### ③撮影場所

扶桑町内

#### (5) 応募可能部数

制限はありません。ただし、組写真は不可とします。

#### (6) 提出方法

##### ①郵送又は直接持参の場合

応募用紙に必要事項をご記入の上、応募作品の画像データを添付したCD等の記録媒体と合わせて、扶桑町政策調整課まで郵送又は直接持参してください。

## ②あいち電子申請・届出システムを利用の場合

町ホームページのフォトコンテストのページにある「応募フォーム」に必要事項を記入して画像データを添付の上、送信してください。

### 【提出時における注意】

- ・提出された記録媒体の返却は行いませんのでご注意ください。
- ・応募用紙は、政策調整課窓口にて配布されるもの、または町ホームページのフォトコンテストのページに掲載される所定の様式にて提出してください。
- ・1作品につき1枚の応募用紙の記入、もしくは応募フォームの入力が必要となります。
- ・あいち電子申請・届出システムから応募を行う場合は応募用紙の提出は不要です。

## (7) 提出先及び問い合わせ

〒480-0102

扶桑町大字高雄字天道 3 3 0 番地

扶桑町役場 総務部政策調整課

「扶桑町小中学生フォトコンテスト」係 宛て

TEL 0587-93-1111(内線 318)

## 3. 応募における注意事項

- ・応募する場合は、親権者の同意を得ていることを条件とします。
- ・作品は応募者本人が撮影し、すべての著作権を有している写真に限ります。
- ・作品は未発表・発表予定のないものに限ります。また、同一原版で他の写真コンテストとの重複応募は出来ません。
- ・デジタルでの画像処理または加工は不可とします。
- ・作品が法令や公序良俗に反する場合は無効とします。
- ・被写体から個人が特定できる作品は、その者の承諾を得たものに限ります。また、被写体が未成年の場合は、親権者の同意を得たものに限ります。
- ・作品に関して第三者の法令上の権利や名誉、プライバシー上の問題が発生した場合、主催者は一切の責任を負いません。
- ・作品送付中の事故や破損については、主催者は一切の責任を負いません。
- ・応募に際しては、応募時点で要領の内容をすべて了承したものとみなします。
- ・上記条件に反する事実があると主催者側が判断した場合には、入賞を取り消すことがあります。

## 4. 審査

厳正な審査の上、入賞作品を決定します。

## 5. 各賞

- ・最優秀賞 1名：賞状、図書カード 5,000 円分、写真パネル
- ・優秀賞 2名：賞状、図書カード 3,000 円分、写真パネル
- ・入選 9名：賞状、図書カード 2,000 円分、写真パネル

入賞作品は令和5年度「広報ふそう」の表紙等で使用されます。

※入賞は1人1作品までとなります。

## 6. 入賞発表

入賞者に直接お知らせします。

## 7. 作品の取り扱い、著作権等について

- ・応募作品は原則として返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、主催者は町が管理及び使用するウェブサイト、写真展示、印刷物、広報宣伝物等で応募者の承諾無く無償で使用する事ができるものとします。

## 8. 個人情報の取り扱い

- ・ご提供いただく個人情報等は、入賞通知など本コンテストのために必要な範囲のみに  
おいて使用します。
- ・個人を特定せず、統計的な目的で使用場合があります。(例：応募作品〇〇小学校  
から2点)
- ・入賞作品使用にあたり、撮影者の氏名及び所属学校名を明示する場合があります。

## 9. その他

上記に取り決めのないその他の事項については、主催者の判断により決定します。